



令和2年度 呉市職員採用試験（9月実施） 試験案内

- ◆ 第1次試験 令和2年9月20日（日）
- ◆ 申込受付期間 令和2年7月31日（金）～8月26日（水）

1 採用職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
一般行政 （Ⅱ種）	2名	市長事務部局等において、一般行政事務に従事します。
一般行政 （就職氷河期世代）	2名	
保 育 士	2名	保育所において、乳幼児保育に従事します。
消防吏員 （Ⅰ種）	9名	消防局及び消防署において、消火・救急・救助活動、防災、火災予防指導等の業務に従事します。
消防吏員 （Ⅱ種）	8名	

2 受験資格

職 種	年齢・資格等（学歴は問いません。）
一般行政 （Ⅱ種）	平成13年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 （令和3年4月1日の年齢で18歳及び19歳）
一般行政 （就職氷河期世代）	昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 （令和3年4月1日の年齢で35歳から44歳まで）
保 育 士	平成3年4月2日以降に生まれた者で、児童福祉法による保育士の登録をしている者又は令和3年4月1日までに登録見込の者（令和3年4月1日時点で保育士の登録をしていない場合は、採用される資格を失います。） （令和3年4月1日の年齢で29歳まで）
消防吏員 （Ⅰ種）	平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、「4 試験の科目 身体検査【別表3】」の要件を満たす者 （令和3年4月1日の年齢で22歳から25歳まで）
消防吏員 （Ⅱ種）	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、「4 試験の科目 身体検査【別表3】」の要件を満たす者 （令和3年4月1日の年齢で18歳から21歳まで）

ただし、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 消防吏員においては日本国籍を有しない者・一般行政及び保育士においては日本国籍を有しない者であって永住者・特別永住者でない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 呉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合格発表等
第1次試験	令和2年9月20日（日） 午前10時から	受験票を送付する際に通知します。	令和2年10月上旬 ※合格者数は【別表1】のとおりとなる予定です。
第2次試験	令和2年10月中旬～下旬	第1次試験合格者に別途通知します。	令和2年10月下旬 ～11月上旬 ※合格者数は【別表1】のとおりとなる予定です。
第3次試験	令和2年11月中旬～下旬	第2次試験合格者に別途通知します。	令和2年11月下旬 ～12月上旬

【別表1】各次試験合格者数

職 種	第1次試験	第2次試験
一般行政, 保育士	採用予定者数の3倍程度	採用予定者数の2倍程度
消防吏員	採用予定者数の4倍程度	採用予定者数の2倍程度

4 試験の科目

(1) 第1次試験

ア 一般行政(Ⅱ種), 消防吏員(Ⅱ種)

科 目	内 容	得点配分
教 養	公務員として必要な一般知識等(時事, 社会・人文, 文章理解, 判断・数的推理, 資料解釈)についての筆記試験(択一式)	100 (基準点: あり)
適性検査	事務職員として又は職務遂行に必要な適性についての検査	100 (基準点: なし)

イ 一般行政(就職氷河期世代)

科 目	内 容	得点配分
SPI3	公務員として必要な業務への適性, 業務遂行に必要な基礎能力についての筆記試験(択一式)【能力検査・性格検査】	100 (基準点: あり)

ウ 消防吏員(Ⅰ種)

科 目	内 容	得点配分
教 養	公務員として必要な一般知識等(時事, 社会・人文, 自然, 文章理解, 判断・数的推理, 資料解釈)についての筆記試験(択一式)	100 (基準点: あり)
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査	100 (基準点: なし)

エ 保育士

科 目	内 容	得点配分
教 養	公務員として必要な一般知識等(時事, 社会・人文, 自然, 文章理解, 判断・数的推理, 資料解釈)についての筆記試験(択一式)	100 (基準点: あり)
専 門	保育士として必要な専門的知識についての筆記試験(択一式) 出題分野は【別表2】参照	100 (基準点: あり)

(2) 第2次試験

ア 一般行政(Ⅱ種・就職氷河期世代), 保育士

科 目	内 容	得点配分
集団討論	テーマに関して一定の答えを出すグループワーク	125 (基準: あり)
個別面接	人物, 識見等についての個別面接	125 (基準: あり)

イ 消防吏員(Ⅰ種・Ⅱ種)

科 目	内 容	得点配分
個別面接	人物, 識見等についての個別面接	125 (基準: あり)
体力検査	職務遂行に必要な体力についての検査 (握力, 上体起こし, 長座体前屈, 反復横とび, 20mシャトルラン(往復持久走), 立ち幅とび)	120 (基準点: あり)
身体検査	医療機関等で受診した身体検査書の提出を求め, 書面による審査を行う。 なお, 身体検査項目のうち【別表3】「消防吏員身体検査基準表」の各項目の基準を満たしていない場合は不合格とする。	

(3) 第3次試験【全職種共通】

科 目	内 容	得点配分
個別面接	人物, 識見等についての個別面接	125 (基準: あり)

- (注) 1 教養試験は, 消防吏員(Ⅰ種)は大学卒業程度, 一般行政(Ⅱ種), 保育士及び消防吏員(Ⅱ種)は高校卒業程度で行います。
 2 専門試験(保育士のみ)は, 短期大学卒業程度で行います。
 3 SPI3は, SPI3-U(大学卒業程度)で行います。
 4 基準又は基準点を「あり」としている試験科目については, その基準に達しない科目が一つでも存在する受験者は, 他の科目の成績にかかわらず不合格となります。

【別表2】専門試験出題分野

職 種	出 題 分 野
保 育 士	社会福祉，児童家庭福祉（社会的養護を含む。），保育の心理学，保育原理，保育内容，子どもの保健（精神保健を含む。）

【別表3】消防吏員身体検査基準表

項 目	摘 要
視 力	矯正視力を含み，0.8以上かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。
色 覚	赤色，青色及び黄色の色彩の識別ができること。
聴 力	職務遂行上支障がないこと。
疾 患	てんかん等意識障害の既往歴，また，その他消防士としての職務遂行上，支障のある心身の疾患がないこと。

※ 健康診断書の様式等については，第1次試験合格者に合格通知書とともに送付します。

5 申込手続等

提出書類	<p>◆令和2年度呉市職員採用試験（9月実施）申込書 1通</p> <p>◆写真 2枚（申込み前3か月以内に撮影した脱帽，正面，上半身のものを所定の位置に貼ってください。）</p> <p>◆返信用封筒〔長形3号（12cm×23.5cm）の封筒に，84円切手を貼り，郵便番号・宛先・氏名を明記したもの〕</p> <p>※ 受験票は切り取らないで提出してください。</p>
提出場所	呉市総務部人事課へ郵送してください（持参も可能ですが，新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からできるだけ郵送での提出をお願いします。）。
受付期間	<p>◆令和2年7月31日（金）～8月26日（水）（土・日曜日及び祝日は除く。）</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>※ 郵送の場合：8月26日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。 8月24日（月）以降に発送する場合は「速達」にしてください。</p>
その他	呉市ホームページに掲載している「呉市職員採用試験申込書（9月実施）」をダウンロードして印刷したものを申込書として使用することもできます。

6 採用と給与

- 最終合格者は，原則として令和3年4月1日付けで採用します。
- 初任給は，呉市職員の初任給基準（令和3年4月1日時点）に基づいて決定し，ほかに扶養手当，通勤手当，住居手当，期末手当，勤勉手当等が支給されます。

7 自動車運転免許（消防吏員のみ）

消防車両の多くは，車両総重量3.5トン以上であり，業務を遂行していく上で準中型自動車（道路交通法施行規則第2条）以上の運転免許が必要となりますので，採用までの取得を奨励します。

8 試験成績の通知

第1次試験，第2次試験又は第3次試験で不合格となった方で希望される方に対して，試験成績をお知らせします。第1次試験時に配布する「成績照会書」により請求してください。

9 その他

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ，募集期間や試験の日時等が変更になる場合があります。変更に際しては呉市ホームページでお知らせしますので，確認してください。
- 受験に当たって，口利き行為などがあつた場合は，受験をご遠慮いただくこととなりますので，ご承知おきください。

＜呉市のPRポイント＞ 積極的な職員派遣・人事交流

呉市は、市民に満足される行政サービスを提供していくため、積極的に職員の人材育成に取り組んでいます。その取組の一つとして、国等への職員派遣、広島県との人事交流を行い、多様化する市民ニーズに対応できる職員の育成や、意識改革と能力向上を図っています。

令和2年度は、約10名の若手職員が国やその関係機関及び広島県に派遣・人事交流されるなど、幅広い分野で活躍できる職員の育成に努めています。

呉市の目指すべき職員像

限られた行政資源の下で、市民に満足していただくためには、職員が常に市民の視点に立って考え、効果的で効率的な行政サービスを提供していくことが必要と考えています。呉市では、目指す職員像を次のとおり定め、人材育成に取り組んでいます。

(1)市民の立場で考え行動する職員 (2)常に改革・改善に取り組む職員 (3)市民に信頼される職員



全力で可愛がってクレ!

申込・問い合わせ先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所4階
呉市総務部人事課 人事研修グループ
TEL (0823) 25-3292 〈直通〉
FAX (0823) 21-8849

〈呉市ホームページ〉

<http://www.city.kure.lg.jp/>